部　　長	課　　長	係　長	合　　議	係

栗東市人権擁護審議会会議録

会　議　名	2026（令和 8）年度　第 1 回栗東市人権擁護審議会
開 催 日 時	2026（令和 8）年 9 月 3 日（木曜日）　10 時 00 分～正午
開 催 場 所	栗東市役所　談話室
事 務 局 等	市民部長、人権擁護課長、担当係長、主査、主事補、担当職員 1 名 ㈱日本開発研究所三重所長
出 席 委 員 （7 名）	富永会長、平田副会長、田所委員、田中委員、田代委員 山中委員、澤委員
欠 席 委 員 （0 名）	
会 議 内 容	協議事項等 (1)2025（令和 7）年度栗東市人権擁護計画実施計画取組状況について (2) 第二次栗東市人権擁護計画の現状と課題について (3) 第三次栗東市人権擁護計画骨子（案）について
配 布 資 料	① 次第 ② 委員名簿 ③ 2025（令和 7）年度栗東市人権擁護計画実施計画・・・資料 1 ④ 第二次栗東市人権擁護計画の現状と課題・・・資料２ ⑤ 第三次栗東市人権擁護計画骨子（案）・・・　資料 3
傍　聴　者	0 人（なし）
審議等内容	別紙のとおり

１．開会

・事務局より開会のあいさつ

・審議会成立の報告

２．あいさつ

・会長あいさつ
・市長あいさつ
・第三次人権擁護計画策定諮問

３．協議事項等

（１）２０２５（令和７）年度栗東市人権擁護計画実施計画取組状況について

- 事務局が、資料 1-1 および 1-2 を基に令和 7 年度の実施計画取り組み状況を説明した。
- 昨年度 2 月の審議会後に実績値が確定したことで、一部項目の自己評価が上方修正された。修正内容は以下の通りである。

取り組み No.81：評価が「3」から「4」に向上。
取り組み No.117：評価が「4」から「5」に向上。
取り組み No.110（重点取り組み項目）：評価が「3」から「4」に向上。

（質疑）

Ｄ委員　：評価が「2」にとどまり、目標を達成できなかった 5 つの事業について、それぞれの背景と原因の説明してほしい。

市　：該当する項目について以下の通りである。

〇取り組み No.46（ひだまりの家・図書貸出）
内容：ひだまりの家の図書貸出冊数および講座開催回数の合計を目標管理していた。
原因：目標値である 120 回に対し、実績がこれに届かなかった。貸出回数の落ち込みにより、評価は「2」となった。

〇取り組み No.47（ひだまりの家・講座等）
内容：講座を通じた啓発活動。
原因：目標値 40,000 に対し、実績値は 46,397 であり、数値上は目標を超過している。しかし、評価プロセスにおいて別の確認要素が介在したため、評価判定について事務局側で詳細を再度確認することとなった。

〇取り組み No.87（相談支援）
内容：相談があった際、生活に要する支援活動を実施する割合を100%に設定。
原因：具体的な支援要請を伴うケースが想定に達しなかった。実際の支援実施実績が不足したため、評価は「2」となった。

〇取り組みNo.148（スマホ携帯人権教室）

内容：小中学校におけるインターネットモラル向上と人権教室の実施。

原因：開催目標数を「3回」と設定していたが、実際の開催実績は「1校（1回)」にとどまった。目標未達により、評価は「2」となった。

〇取り組みNo.31（多様なコミュニケーション・手話通訳）

内容：手話通訳ができる職員の複数名配置。

原因：目標値として「2名」の配置を設定していた。しかし、実際の常時配置は「1名」にとどまったため、評価は「2」となった。

Ｄ委員　：手話通訳者の配置は以前から予算上の課題を抱えている。また、スマートフォンの利用に関する啓発（No.148）は、今後の10代の安全において極めて重要であり、重点的な取り組みを要請したい。また、評価が低かった項目について、単に結果として終わらせるのではなく、次期計画にどのように生かすかを審議会全体で共有すべき。

Ｂ委員　：以前に山中委員からも同様の指摘があった。それを受け、障害者福祉計画委員会でも話がでており、栗東市の担当課に対し、通訳者の雇用形態改善を含む具体的な検討を申し入れた。

会長　：薄緑色で反転しているところは重点項目なので、また審議をいただきたい。

（２）第二次人権擁護計画の現状と課題

- 事務局より、7月上旬から中旬にかけて実施した第二次計画に関する担当各課へのヒアリング結果（資料2）を説明した。

〇女性分野（資料2：1ページ）

現状：5年前の第二次計画策定時、ワークライフバランスや男女共同参画は主に女性の課題として捉えられていた。

課題：現在は性別や意識に関わらず活躍できる社会の実現が求められている。社会情勢の急速な変化により、課題の認識が変化している。今年度改定を進めている「男女共同参画プラン」と今回の人権計画の整合性を図る必要がある。

〇子ども分野（資料2：2～3ページ）

現状：担当課は今年度、「子ども・子育て支援事業計画」の改定

作業を進めている。

課題：国の「子ども基本法」および「こども大綱」の策定に伴い、支援の対象年齢がこれまでの 18 歳未満から 39 歳以下（若者世代）にまで大きく拡充される。第三次計画もこの定義変更および対象範囲の拡大に合わせる必要がある。

〇高齢者分野（資料 2：3 ページ）

現状　：生きがいづくりなど個別具体的な取り組みが多数存在している。

課題：担当課は、これらの施策を「社会参加の充実」という包括的な大きな枠組みに整理・集約していく方向性を提示した。

〇性的指向・性自認分野（資料 2：6 ページ）

現状：滋賀県のパートナーシップ宣誓制度に基づき、栗東市でも独自のパートナーシップ制度の導入を検討中である。

課題：第三次計画における「性的指向・性自認の取り組み」の中に、パートナーシップ制度に関する記述を明文化して含めていく。

〇感染症分野（資料 2：5～6 ページ）

現状：第二次計画策定時は新型コロナウイルスの世界的な大流行期であり、個別項目として特出しをしていた。

課題：現在は感染状況が一定の落ち着きを見せている。そのため、第三次計画では独立した項目としては扱わず、「様々な人権問題」の中に統合・集約する方針が示された。

（質疑）

Ｄ委員　：アンケート結果のまとめ文にある「市民意識には一定の傾向が認識できる。その傾向が差別・偏見の残存を示すものか、理解の受容の進展を示すものかを設問の意味に即して捉える必要がある」という一節の意味を教えて欲しい。一般的な市民にとっては理解が非常に難しい。

市　：19 ページに掲載された「部落差別問題に対する意識」を例に挙げ、「部落差別問題は将来、解決すると思う」と回答した市民の比率は、「そう思う」が 12.8%、「どちらかといえばそう思う」が 16.1%（合計 28.9%）である。一方で、差別意識の有無に関する他の設問では、「無意識のうちに差別や偏見を持ってしまうことがある」とする回答も一定割合存在している。設問により、市民が肯定的に捉えている部分と、依然として差

別意識の残存を示唆する部分が混在している。単一の数字だけで判断せず、質問ごとの背景に即して実態を見極める必要がある、という趣旨である。

会長：単に回答結果のパーセンテージを並べるだけでは、次の第三次計画に向けた具体的なアクションに結びつかない。なぜこのような結果になったのか、それぞれの要因を分析し、結論と対策を明確に導き出すようにしてほしい。

（3）第三次栗東市人権擁護計画骨子案の概要

- 第三次栗東市人権擁護計画（令和 9 年度～令和 13 年度）の骨子案（資料 3）を事務局が説明。
- 基本方針や推進体制については、これまでの第二次計画の方向性を踏襲する。
- 計画の横断的な連携として、以下の関連計画との整合性を保ちながら推進する
 - ✧ 男女共同参画プラン
 - ✧ 子ども・子育て支援計画
 - ✧ 高齢者福祉計画
 - ✧ 特別支援教育推進計画
 - ✧ いじめ防止基本方針
 - ✧ 就労支援ガイドライン
- 第三次計画では、分野別の施策構成を「推進」と「啓発」の 2 つの柱に再整理した。
- この方針をとる背景として、住民意識調査から「そう思う」と「どちらとも言えない」の割合が半数付近で拮抗している状況のものがあり、これら「どちらとも言えない」の層に対する市からの発信および教育・啓発活動がまだ不足している、と判断した。そのため、各分野の施策に「推進」だけでなく、独立した形で「啓発」の施策目標を設定し、第二次計画の事業を振り分けることとした。
- 一部の重要分野については、上記 2 つの柱に加え、3 つ目の施策の方向性を設定することとした。子ども分野は、「子どもの虐待およびいじめ防止対策の推進」を追加し、部落差別問題：「地域総合センター隣保館事業の充実」を追加した。
- ヒアリング課題の中で、こども計画等における子どもの年齢を「39 歳以下」に定義拡大されていることがわかった。

（質疑）

C委員　：成人に達しているはずの 39 歳までを子どもとして取り扱うこと

の、法的な根拠と実際の意図について説明してほしい。

市　：国が制定した「こども基本法」およびこれに基づく閣議決定「こども大綱」において、政策対象が拡大された。従来の 18 歳未満だけでなく、結婚、妊娠、出産、就労など、人生の基礎的な基盤を形成する途上にある「若者世代」を新たに含むこととなった。この若者世代の年齢目安として、おおむね「39 歳以下」と定義されている。成人年齢である 18 歳に達した直後、公的な支援が途切れる「支援の切れ目（18 歳の壁)」を解消するため、対象枠を若者層まで拡充したものである。

C 委員　：人権擁護委員会が実施する「人権教室」の対象は、未就学児、小学生、中学生、高校生（18 歳未満）までである。人権計画という枠組みにおいて、あえて「39 歳」という成人を多く含む数値を子どもの対象として持ち込むことは、議論や計画書の焦点をぼやけさせる。解説資料に口頭で添える分には構わないが、計画書の公式な文面の中に「39 歳」を子どもとして明記・定義づけることは避けるべき。

部長：子どもを巡る虐待防止や、一個の独立した権利主体としての子どもの権利擁護を議論する場合、対象を 39 歳にまで拡大してしまうと、焦点が極めて曖昧になることはご指摘の通り。39 歳という年齢は、子どもを「生み育てる、出産・育児の当事者（若者親世代)」としての位置づけである。計画の中では、これらを厳密に書き分け、混同させない整理が必要である旨答えた。

５．その他

- 会長より、今回の審議会において、資料及び説明等に不備があったことの指摘があった。
- 今後のスケジュールについて、第二回審議会を 10 月、第 3 回を 11 月に開催し、11 月に答申をいただきたい旨の説明があった。
- 骨子案の結論は今回出さず、事務局が内容をさらに整理・見直しのうえ、次回審議会で委員からの意見をもとに具体的内容を協議することとした。
- 会長・副会長・事務局で次回の進め方と日程を事前に調整することが確認された。